

みんなので支える介護保険

第8期計画期間中の介護保険料額が 決まりました

令和3年3月に介護保険事業計画の見直しが行われ、第8期計画期間（令和3～5年度）の介護保険料額は『据え置き』とし、基準段階（第5段階）の方の年額保険料額は、8万5200円（月額7100円）です。

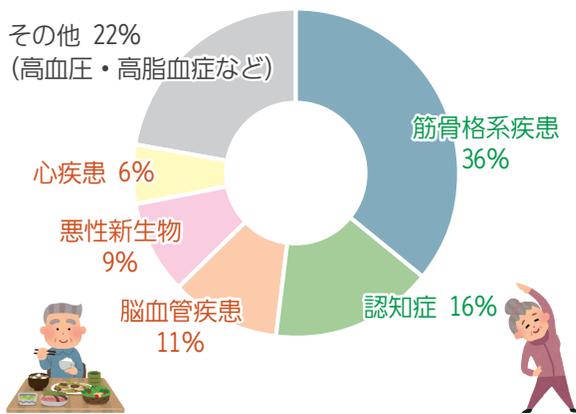
所得段階	対象者		基準額割合	保険料額（年額）
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.3	25,600円
	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者		
本人の前年の合計所得金額（公的年金などに係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計		80万円以下		
80万円超		120万円以下		
第2段階	本人が住民税非課税で世帯の誰かが住民税課税	80万円以下	基準額×0.7	59,600円
第3段階		80万円超	基準額×0.9	76,700円
第4段階	本人が 住民税課税	120万円未満	基準額	85,200円
第5段階		120万円以上 210万円未満	基準額×1.2	102,200円
第6段階	本人の前年の合計所得金額	210万円以上 320万円未満	基準額×1.3	110,800円
第7段階		320万円以上 430万円未満	基準額×1.5	127,800円
第8段階	本人の前年の合計所得金額	430万円以上	基準額×1.7	144,800円
第9段階		430万円以上	基準額×1.75	149,100円
第10段階				

安定的な制度運営を目指して…

● 介護予防・認知症予防や生活習慣病予防に取り組みましょう。

要介護認定の有無に関わらず、介護予防・認知症予防、生活習慣病予防の取り組み、健診受診による早期発見・治療により、状態の改善・悪化防止が期待できます。可能な限り健康で在宅生活が過ごせるよう、介護予防・生活習慣病予防に努めましょう。

新規要介護認定者の主な原因疾患
(平成31年1月～令和元年12月)



生活習慣病予防・健診受診などにより効果が期待できます。

介護予防・認知症予防の取り組みにより効果が期待できます。

市では、「貯筋体操」など、地域でできる介護予防の取り組みを支援しています。詳しくは、地域包括支援センターまでご相談ください。

問 高齢介護課 地域包括支援センター 28・6147

現在利用しているサービスについて考えてみましょう！

不要・過剰な利用はありませんか？

自分でできるのにヘルパーさんをお願いしたり、単に楽しいからという理由でデイサービスを利用するなど、不要・過剰な利用は、かえって状態悪化にも繋がりがかねません。



目標を設定して利用していますか？

漫然と利用するのではなく、「こうなりたい」生活をイメージし、常に改善を目指した目標をケアプランに位置付けることも重要です。

利用サービスはどのように選択しましたか？

生活の困りごとの解決方法は必ずしも一つとは限りません。複数の選択肢の中から最適なサービスを選択しているか考えてみるのも有効です。

家庭や地域でできることはありませんか？

簡単な家事や安否確認など、家族・知人・地域の協力により介護サービスを利用せずに課題が解決することもあるかもしれません。

具体的にはケアプランを作成しているケアマネジャーにご相談ください。

● 正しく、適切にサービスを利用しましょう。
介護保険サービスは、利用者の心身状態や生活環境を踏まえ、状態の維持・改善・悪化防止や日常生活上の支援を目的として、ケアプランに基づき利用します。不要・過剰な利用や目的が判然としない利用などは費用増加につながるだけでなく、状態がかえって悪化することもありますので、正しく利用するよう心がけましょう。

介護保険料を忘れずに納付しましょう

● 介護保険料は大切な財源です。

介護給付費の23%は65歳以上の高齢者の方の介護保険料が充てられており、制度を運営していくための大切な財源です。

介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は忘れずに納付しましょう。

● 介護保険料を滞納している場合...

介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて保険給付に制限が課せられますので、ご注意ください。

介護保険料を滞納した場合の保険給付の制限

1年以上滞納すると...

償還払い化

サービス費用の全額をいったん自己負担し、後日、申請により保険給付が行われます。

1年6か月以上滞納すると...

保険給付の一時差し止め

サービス費用の全額を自己負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられます。

2年以上滞納すると...

保険給付額の減額

利用者負担が引き上げられたり（例えば負担割合が1割の方が3割に引き上げ）、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

● 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免などについて

収入の大幅な減少などにより、一時的に納付が困難な場合は、申請により減免や徴収の猶予が適用される場合がありますので、ご相談ください。

介護保険制度の変更について（令和3年8月）

● 月々の利用者負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります。

介護サービスの利用者負担には月々の上限額が設定されており、1か月に支払った合計額が上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として払い戻されます。

8月からこの上限額の一部が見直され、「現役並み所得者に相当する世帯」の方の上限額が、年収に応じて細分化されることとなります。

該当する方は、8月分からの高額介護サービス費が変わりますので、ご確認ください。

変更前

対象者	負担上限額 (世帯合計)
高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方など	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方など	24,600円 (個人の場合15,000円)
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の方（現役並み所得相当の世帯の方）	44,400円

変更後(8月から)

対象者	負担上限額 (世帯合計)
高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方など	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方など	24,600円 (個人の場合15,000円)
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
年収約770万円未満世帯の方	44,400円
年収約770万円以上世帯の方	93,000円
年収約1,160万円以上世帯の方	140,100円

● 居住費・食費の負担限度額が変わります。

介護保険施設等に入所（短期入所を含む）した場合の居住費・食費について、一定所得以下の方には所得段階等に応じた負担限度額が設定されていますが、8月から対象外となる預貯金の要件及び食費に係る負担限度額の一部が見直されます。

申請の際は、該当要件を改めてご確認ください。

高年齢介護課 28・6025

利用者負担段階		食費の負担限度額	
		施設サービス	短期入所
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方	300円	300円
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	390円 8月から600円
第3段階	住民税非課税世帯で上記以外の方	650円	650円
	8月から 第3段階① 住民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	650円	1,000円
	第3段階② 住民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	1,360円	1,300円

※上記の段階に該当の場合でも次の方は対象外となります

- (1) 世帯分離により住民税非課税であっても、配偶者が住民税課税の場合
- (2) 住民税非課税世帯でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円 [8月から第2段階は650万円(夫婦1,650万円)、第3段階①は550万円(夫婦1,550万円)、第3段階②は500万円(夫婦1,500万円)] を超える場合

※居住費に係る負担限度額は、これまでと変更ありません